

箕面市移動支援事業 ガイドライン

令和5年4月

箕面市健康福祉部障害福祉室

目 次

1. 移動支援の概要	2
2. 移動支援の対象者	2
3. 実施方法	3
4. 外出の範囲	
(1)対象となる外出の範囲	4
(2)対象とならない外出の範囲	5
5. 利用者の負担	6
6. サービスの内容	6
7. 「Ⅰ類」「Ⅱ類」の判断基準	7
8. サービス提供者の資格要件	8
9. その他留意事項	9
10. 移動支援に関する Q&A 集	10

1. 移動支援の概要

単独では外出困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。

2. 移動支援の対象者

下表のいずれかに該当するかたです。

利用区分	対象要件
全身性障害者	身体障害者手帳を所持し、下肢、体幹機能又は脳原性機能障害のため屋外での単独移動が困難な車イスを利用するかた
視覚障害者	身体障害者手帳を所持し、視覚障害のため屋外での単独移動が困難なかた(障害福祉サービスの「同行援護」が優先されます。)
知的障害者	次のいずれかに該当し、知的障害のため屋外での単独移動が困難なかた ○ 療育手帳を所持しているかた ○ 知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けたかた
精神障害者	次のいずれかに該当し、精神障害に起因する不安等から屋外での単独移動が困難なかた ○ 精神障害者保健福祉手帳を所持しているかた ○ 自立支援医療(精神通院)を受給しているかた ○ 6カ月以上継続通院する医師の意見書の交付を受けたかた ○ 精神障害を理由とする年金受給者
障害児	小学校1年生以上で次のいずれかに該当し、屋外での単独移動が困難な児童。ただし、小学校3年生までは保護者等が支援できない場合に限る。 ○ 身体障害者手帳を所持しているかた ○ 療育手帳を所持しているかた ○ 知的障害に関する判定機関の意見書の交付を受けたかた ○ 精神障害者保健福祉手帳を所持しているかた

※ 障害福祉サービスの受給対象者である難病等のかたは、身体障害者手帳の有無に関わらず、移動支援の対象となります。

※65歳以上のかたで新たに本事業が利用できるのは、全身性障害(両上肢、両下肢(又は体幹)のいずれにも障害)があり車イスを常時利用する肢体不自由1級のかた、または同等のサービス提供が必要であると市長が認めるかたに限ります。

※「保護者等が支援できない場合」とは、保護者等が疾病、出産、事故等により支援できない場合を想定しています。また、保護者が単独で移動の介助をすることが困難な場合にも移動支援を利用することができます。

3. 実施方法

移動支援のサービス提供方法は、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類あります。

(1) 個別支援型

1名の利用者に対して、ガイドヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

(2) グループ支援型

複数の利用者に対して、ガイドヘルパーが同時支援を行います。(屋外でのグループワークや同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際に同時支援する方法です。)

◆一のグループ員数が3～5人で同時支援が可能な場合には、原則グループ支援になります。利用者に対する移動支援の安全性を第一としますので、利用者が6人以上となる場合には、別にグループを構成してください。

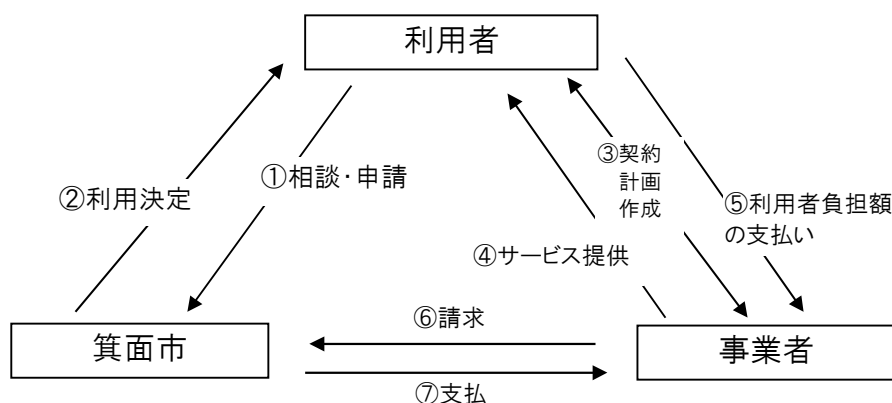
【グループ支援の算定ができる人数比】

	ヘルパー2人	ヘルパー3人
利用者3人	○	△
利用者4人	△	○
利用者5人	△	○

◆同一地点からの出発・解散で算定します。集合場所までに個別対応の支援が必要な場合には別途通常の移動支援が利用できます。

※代理受領

本来であれば、サービス報酬費用の支払いについては、利用者が事業者へその全額を支払い、市が利用者に対して当該費用額から利用者負担額を除いた額を支給することとなりますが、介護給付費同様、事業者が代理受領する方式をとるため、市は事業者の請求により、移動支援給付費(移動支援にかかるサービス報酬費用から利用者負担額を除いた額)を支給します。



4. 外出の範囲

移動支援として認められる外出の範囲については、公費によって提供されるサービスであることから、基本的に「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものとします。

(1) 対象となる外出の範囲

移動支援の対象となる主な具体例については、次のとおりです。

【ア. 社会生活上必要な外出】

外出内容	外出先の例
社会生活上必要な諸手続き	銀行、郵便局など
冠婚葬祭	結婚式、お通夜・お葬式など
会議・研修	会議・研修など(主催者等から参加依頼があったものに限る。)

【イ. 余暇活動等社会参加のための外出】

外出内容	外出先の例
文化施設等の利用	映画館、美術館、博物館、コンサート会場、図書館、演劇場、公園、寺社参拝など
体育施設等の利用	体育館、競技場、プール、ジムなど
観光施設等の利用	動物園、水族館、遊園地など
買い物	商店、デパート、ショッピングモールなど

※ ジム・プール等の施設内において、指導員等がマンツーマンで付き添う場合については、施設への送迎のみを支援の対象とします。

※ 移動支援事業所等が企画・主催するイベントについては、主催者側においてイベント中の対応をなすべきものであるため、原則、イベント会場への送迎のみを支援の対象とします。

※ 自宅出発、自宅終了が基本です。

(2)対象とならない外出の範囲

移動支援の対象とならない主な具体例については、次のとおりです。

外出内容	理由
通院・官公署への手続き 相談支援事業所へのサービス利用相談 サービス事業所への相談・見学	障害福祉サービスの「通院等介助」が利用できるため。
通勤、営業活動、経済活動(収入を得る行為) 施設や小規模作業所への通所	通年かつ長期にわたる外出、経済活動に係る外出は支援できません。ただし、入所施設からの帰省時に限り「施設と自宅との往復」のために移動支援を利用することはできます。
学校(支援学校を除く。)への通園、通学	通年かつ長期にわたる外出は支援できません。ただし、保護者等が傷病、出産で介助できないときは、一時的な利用を認めることがあります。
支援学校への通学、学童保育等への移動	通年かつ長期にわたる外出は支援できません。ただし、保護者等の状況(疾病、就労等)によっては一時的に学校、スクールバスのバス停、学童保育、自宅間の移動に限り利用を認めることがあります。
日中活動の場、短期入所・日中一時支援事業所への移動	事業の実施主体(または保護者等)による送迎を原則としています。
違法行為が伴う可能性がある場合 特定の思想の流布、布教活動 その他、公費での支援が適切でないもの	社会通念上適当でない外出は支援できません。

5. 利用者の負担

移動支援にかかる利用者の負担については、利用者の属する世帯(※)の所得状況によって、次のとおりとなります。

	生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担割合	無料	無料	10%(※)
月額負担上限	0円	0円	4,000円

※ 世帯範囲の考え方については、障害福祉サービスに準じる扱いとします。

※ 学校学童送迎の場合は5%となります。

6. サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりです。

(1) 移動支援の対象と考えられる事例

- 外出の準備に伴う支援(健康状態のチェック、整容、更衣介助、手荷物の準備等)
- 移動に伴う支援(車への乗降介助、交通機関の利用補助等)
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援(代筆、代読)
- 外出先での必要な支援(排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持、チケットの購入の支援等)
- 外出から帰宅した直後の対応支援(更衣介助、荷物整理等)

(2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- 病院等の待ち時間や長距離移動中など、具体的な支援を行う必要がない場合
- 遊び相手(キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為)
- 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合

7. 「Ⅰ類」「Ⅱ類」の判断基準

「身体介護を伴う場合」を「Ⅰ類」、「身体介護を伴わない場合」を「Ⅱ類」とします。なお、この区分は報酬上の区分になりますので、実際にサービス提供できる内容に違いはありません。

判断基準は下表のとおりです。

区分	判 断 項 目				
				1群	2群
日常生活等	①	(1-4)	移乗	<input type="checkbox"/> 全面的な支援	<input type="checkbox"/> 部分的な支援
	②	(1-8)	歩行	<input type="checkbox"/> 全面的な支援	<input type="checkbox"/> 部分的な支援 <input type="checkbox"/> 見守り等の支援
	③	(1-9)	移動	<input type="checkbox"/> 全面的な支援	<input type="checkbox"/> 部分的な支援
	④	(2-1)	食事摂取	<input type="checkbox"/> 全面的な支援	<input type="checkbox"/> 部分的な支援
	⑤	(2-4)	排尿	<input type="checkbox"/> 全面的な支援	<input type="checkbox"/> 部分的な支援
	⑥	(2-5)	排便	<input type="checkbox"/> 全面的な支援	<input type="checkbox"/> 部分的な支援
	⑦	(2-11)	危険の認識	<input type="checkbox"/> 全面的な支援	<input type="checkbox"/> 部分的な支援
行動障害	⑧	(4-3)	感情が不安定	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週に1回以上	<input type="checkbox"/> 月に1回以上
	⑨	(4-4)	昼夜逆転	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週に1回以上	<input type="checkbox"/> 月に1回以上
	⑩	(4-5)	暴言暴行	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週に1回以上	<input type="checkbox"/> 月に1回以上
	⑪	(4-12)	一人で出たがる	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週に1回以上	<input type="checkbox"/> 月に1回以上
	⑫	(4-15)	不潔行為	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週に1回以上	<input type="checkbox"/> 月に1回以上
	⑬	(4-18)	こだわり	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日 <input type="checkbox"/> 週に1回以上	<input type="checkbox"/> 月に1回以上
	⑭	(4-19)	多動・行動停止	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 週に1回以上
	⑮	(4-20)	不安定な行動	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 週に1回以上
	⑯	(4-21)	自らを傷つける行為	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 週に1回以上
	⑰	(4-22)	他人を傷つける行為	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 週に1回以上
	⑱	(4-23)	不適切な行為	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 週に1回以上
	⑲	(4-24)	突発的行動	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 週に1回以上
	⑳	(4-25)	過食・反すう等	<input type="checkbox"/> ほぼ毎日	<input type="checkbox"/> 週に1回以上

●Ⅰ類: 次の1～2の何れかに該当するかた

1「日常生活等」において、2項目以上が1群であるかた

2「日常生活等」において、2項目以上(排尿または排便の何れかを含むこと)が1群または2群に該当し、かつ「行動障害」において、7項目以上が1群であるかた

●Ⅱ類: 上記以外のかた

※判断項目については障害支援区分「認定調査員マニュアル」に基づき行う。

8. サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供にあたっては、障害種別ごとに従事者の必要な資格が異なります。必要な資格要件については、次のとおりです。

平成18年3月31日厚生労働省告示第538号及び平成18年9月までに大阪府知事が承認していた内容に準じる

資格等の種類		視覚障害	全身性障害	知的障害	精神障害
従事できる移動支援の対象					
居宅介護職員初任者研修課程修了者		×	○*	○	○
障害者居宅介護従業者養成基礎研修課程修了者		×	×	○	○
(旧)居宅介護従業者(障害者(児)ホームヘルパー)養成研修1級課程修了者		×	○*	○	○
(旧)居宅介護従業者(障害者(児)ホームヘルパー)養成研修2・3級課程修了者		×	×	○	○
(旧)障害者(児)ホームヘルパー養成研修1・2・3級課程に相当するものと知事が認める研修を修了した者(平成15年3月31日において)		×	×	○	○
介護保険法施行令に基づく介護員養成研修課程修了者	介護職員初任者研修課程修了者	×	×	○	○
	(旧)訪問介護員養成研修(ホームヘルパー)1級・2級・3級課程修了者	×	×	○	○
重度訪問介護従業者養成研修課程修了者		×	○	×	×
(旧)日常生活支援従業者養成研修課程修了者(相当するものと知事が認める研修修了者(平成15年3月31日において)含む)		×	○	×	×
行動援護従業者養成研修課程修了者		×	×	○	×
同行援護従業者養成研修一般課程修了者		○	×	×	×
移動支援従業者養成研修課程修了者、または外出介護従業者養成研修課程修了者(同研修に相当するものとして知事が認める研修を終了した者(平成19年9月30日において)含む)	視覚障害者移動支援(外出介護)従業者養成研修課程	○	×	×	×
	全身性障害者移動支援(外出介護)従業者養成研修課程	×	○	×	×
	知的障害者移動支援(外出介護)従業者養成研修課程	×	×	○	△※
	精神障害者移動支援従業者養成研修課程	×	×	×	○

- 上記の他、平成15年3月31日において、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者(知事証明を受領した者)は、知事が認めた居宅介護事業に従事できる。(＝知事承認従業者)ただし、一覧記載の研修課程を受講するよう努めること。
- 介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者(介護職員基礎研修課程修了者含む)、看護師及び准看護師は、居宅介護職員初任者研修課程修了者とみなす。
- (旧)…旧資格(旧資格所持者も従事者要件を満たすものとする。)
- * …箕面市独自基準
- △ …外出介護従業者養成研修を修了した者は○、移動支援従業者養成研修を修了した者は×とする。
- ※ …精神障害については、一覧記載のその他の研修課程を受講するよう努めること。

9. その他留意事項

- (1) 移動支援は、常時支援ができる状況にあることが必要であり、別室で待機しているなど外出先においてヘルパーが付き添っていない時間や、ヘルパーが一人で運転手を兼ねて自動車等で移動する時間等は算定の対象外となります。
- (2) 身体的特徴や行動面において、ヘルパー二人対応が必要であると認められる下記に該当するかたについては、二人介護対象者としての認定を行います。二人介護を受けた時間数及び利用料については、二人分生じます。
 - 利用者の身体的理由により一人の介護従業者による介護が困難と認められる場合
 - 暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合
 - その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合
- (3) 支給時間数の決定については、標準時間を40時間として、利用目的等の聴き取り調査を経て月ごとに決定します。その後の利用状況の変化等により支給時間数の変更申請をすることができますが、支給時間数を超えて利用した後の変更申請は認められません。
- (4) 利用にあたっては移動支援事業所との契約が必要となりますが、市より決定を受けた支給時間数の範囲内で契約を行ってください。支給時間数の範囲内であれば、複数の移動支援事業所と契約することもできます。

10. 移動支援に関する Q&A

(Q1) 施設入所者の移動支援

●施設に入所しているかたが移動支援を利用することは可能ですか？

(A) 帰省時の「施設と自宅との往復」「帰省時の外出」のために移動支援を利用することができます。また、生活介護の利用がない日（土日祝等）に限り、「施設から目的地までの往復（施設発着の外出）」にも移動支援を利用することができます。ただし、施設が実施する行事、イベント等に伴う外出については利用できません。

(Q2) 旅行中における移動支援の利用

●旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか？

(A) 旅行中であっても移動支援を利用することができます。また、宿泊を伴う場合も利用することができます。サービス内容については、障害福祉サービスの「同行援護」に準じています。

【参考：厚生労働省 同行援護に係る Q&A】

Q: 宿泊を伴う利用については、対象として差し支えないか。

A: 対象として差し支えない。

外出については、「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とされているが、例えば、1泊2日の宿泊を伴う利用の場合、2日間を別々に報酬算定することとなる。ただし、就寝中等サービス提供を行っていない時間については、報酬算定されないことに留意されたい。

(Q3) プールでの利用

●移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援の対象となりますか？

(A) 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や危険回避のために必要な支援です。したがって、プール内であっても上記のような支援を行った場合は対象となりますが、「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象にはなりません。

(Q4) 入院中の利用

●入院中許可を受けて帰宅する場合、病院と自宅間との往復のために移動支援を利用できますか？

(A) 利用できます。ただし、病院と自宅以外の間との往復については利用できません。

(Q5) 車の利用

●移動時の手段として、移動支援事業者が保有または使用する自動車またはヘルパーの自家用車を利用することはできますか？

(A) ヘルパー自身が運転する自動車での移動は認めません。移動支援において移動手段は、徒歩、公共交通機関、タクシー、福祉有償運送、家族の運転する車等を想定しており、ヘルパーは乗降時の介助、乗車中の見守り、姿勢保持の介助等を、常に安全に行うよう努めてください。

(Q6) 家族がヘルパーとして支援を行う場合

●利用者の家族が、ガイドヘルパー移動支援従業者として当該利用者の移動支援に従事することはできますか？

(A) 家族による支援であって、移動支援として認めることはできません。

(Q7) 通所施設への送迎

●通所施設への送迎には利用できないとありますが、通所施設での活動終了後、当該施設を起点として買い物に行き、帰宅するための移動支援の利用は可能ですか？

(A) 原則として、通年かつ長期の利用である通所施設からの帰りに、移動支援を利用することはできませんが、臨時的に特段の事情がある場合には利用を認める場合もあります。くれぐれも「寄り道すれば通所施設からの帰路に利用できる」といった誤解を招かないように留意してください。

(Q8) ヘルパーの交通費

●ヘルパーの交通費は誰が負担するのですか？

(A) 利用者宅からの外出にかかる交通費については、利用者がヘルパー分を負担します。

(Q9) ヘルパーの食事費用

●ヘルパーの食事費用は誰が負担するのですか？

(A) 原則、ヘルパー自身が負担します。ただし、ディナー・高級料亭等の食事に同席し、一緒に食べることを利用者が希望した場合については利用者の負担となります。

(Q10) ヘルパーの入場料等

●ヘルパーの観劇・映画・コンサート等の入場料は誰が負担するのですか？

(A) 送迎のみの支援が望ましいですが、場内での支援を行う必要がある場合の入場料は利用者の負担となります。

(Q11) 年齢による利用制限

●障害児が移動支援を利用できますか？

(A) 小学校1年生以上の児童（小学校3年生までは保護者等が支援できない場合に限る）は移動支援を利用できます。ただし、障害の有無に関わらず単独での外出が見込まれない場合や年齢による入場制限が設けられている施設については、移動支援の対象にはなりません。（障害の有無に関わらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではありません。）

(Q12) 事業者主催の行事

●サービス提供事業者等が企画、主催する旅行、余暇活動等に参加する場合、移動支援を利用することができますか？

(A) 利用できません。

(Q13) 自転車での併走

●利用者が自転車を使用する場合に、自転車での併走はできますか？

(A) 安全確保の面から、利用者が自転車に乗って移動することを原則として認めていません。